OSA通信

=第20号=

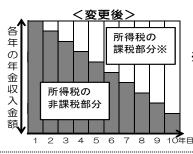
長掛栄一税理士事務所 【不定期発行】

★生保二重課税、過去5年分所得税の還付手続が開始されました

OSA通信第17号でもご案内しました年金型生保の二重課税判決を受け、国税庁は10月20日、保険年金に関する税務上の取扱いを変更し、過去5年分(平成17年分~平成21年分)の所得税の還付手続きを開始しました。今回の措置による還付対象者は6万人~9万人、還付見込み額は60億円~90億円となる見通しです。なお、平成12年分から平成16年分までの各年分の所得税の還付については、現在、特別な措置が検討されています。

●取扱いの変更内容(イメージ)





※実際には雑所得として 「収入金額ー保険料等」 の部分が課税されます。

所得税の課税対象は、各年の年金収入金額とされていました。

各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非 課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税 が課税されます。

●対象となる方(相続又は贈与などで次の保険を取得した方)

次のいずれかに該当する方で、保険契約等に係る保険料を負担していない方

- ①死亡保険金を年金形式で受給している方
- ②学資保険の保険契約者が亡くなったことに伴い、養育年金を受給している方
- ③個人年金保険契約に基づく年金を受給している方
- ※実際に税金が還付されるかどうかは個々の契約内容によります。

●環付手続きのポイント

	手続内容	留意点
1	生命保険会社等から対象者に通知	住所変更等で通知が届かない場合でも、生命保 険会社等へ照会することができます。
2	必要な手続きの判定 ①所得税の還付の有無 ②請求方法(更正の請求or確定申告) ③住民税、国民健康保険税等の増減	②請求方法は、該当する年分の確定申告をしているか否かにより異なります。 国税庁ホームページ掲載の「必要なお手続き判定表」で詳細の確認ができます。
3	還付手続き期限の確認	平成17年分については、早い方は今年(平成 22年)12月末に期限となりますので注意が 必要です。
4	税務署・市区町村での手続き ※2で住民税、国民健康保険税等の減 額の可能性がある場合は、市区町村 へ問い合わせることになります。	税務署への手続き(更正の請求、確定申告)には、1の保険会社等からの「通知書」の他にも各種書類が必要になります。

●税務署などのサポート体制

国税庁 ・・・ホームページに取扱いの詳細を掲載

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/index.htm

税務署・・・・専門担当者による電話相談、窓口相談(予約制)

市区町村・・・電話・窓口相談

(池田佳代子)